

広島県環境保全基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十一号

広島県環境保全基金条例の一部を改正する条例

広島県環境保全基金条例（平成二年広島県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

第五条中「第二条第三項の規定により増加した額の範囲内でその」を「その全部又は」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（処分の特例）

2 基金の一部に相当する額を国に納付するときは、第五条の規定にかかわらず、当該基金の一部を処分することができるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。